

学校運営協議会制度

～地域とともにある学校づくりをめざして～

学校運営協議会制度は？

- 子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには**社会総がかりでの教育の実現**が不可欠です。学校運営協議会制度は育てたい子ども像、目指すべき教育ビジョンを**共有**し、その実現に向けてともに**協働していく仕組み**です。
- 学校運営協議会は10名程度の委員で構成され、学校運営について、**当事者意識**をもって、一定範囲内で法（地教行法）的な位置づけのもと意思決定を行う**合議制機関**です。
- 学校運営協議会は学校、保護者、地域の代表が一緒になって様々な情報や課題を**共有**し、子どもたちのために何ができるかを話し合う**協議の場**です。
- 学校運営協議会は、協議された結果をもとにその実現のため、多くの保護者や地域住民を巻き込み役割分担の中で**参画・協働の場**づくりを促します。

学校運営協議会の主な役割（法的根拠の中で）は？

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 学校運営について、町教委又は校長に意見を述べることができる。
- 町教育委員会が定める規則の範囲内で、教職員の任用について、町教委に意見を述べることができる。

コミュニティ・スクールとは？

- 学校運営協議会が設置されている学校を「コミュニティ・スクール」といいます。「C.S」とも呼んだりします。

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）のKey Wordは？

子どもたち
と地域の将来のために

協議

共有

協働

当事者

役割分担

参画

学校、家庭、
地域。社会
総がかりで
岩美の子ど
もを育てま
しょう！！